

障害者タクシー利用券追加交付申請書
(兼じん臓機能障害者通院費助成通院証明書)

長岡市長 様 令和 年 月 日

(申請者) 住所 長岡市
氏名
生年月日(大・昭・平・令 年 月 日)
電話

次のとおり、タクシー利用券の追加交付・じん臓機能障害者通院費助成を申請します。

医療 機 関 記 入 欄	通院理由 (病名等) 上記の理由により、年間を通じて__週間に__回以上定期的に通院していることを証明します。 令和 年 月 日 医療機関名 医師名 印
-----------------------------	---

※追加交付は2週間に1回以上の通院が条件になります。通院頻度によっては申請書が複数枚必要になりますので、ご注意ください。

自動車税(種別割) 減免について	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない ※減免の状況を確認するため、必ず手帳をご持参ください。 ※自動車税(種別割)の減免を受けている場合は追加交付の対象になりませんので、ご注意ください。
-------------------------	---

※タクシー利用券の追加交付申請をする方のみご記入ください。

※申請の際は、事前に裏面をご確認ください。

受領証

令和 年 月 日

長岡市長 様

障害者タクシー利用券を受領しました。

住所 長岡市

氏名 印

※以下の欄には、記入しないでください。

受取人氏名

健 運

手

他()

シ

続柄等

冊数	タクシー利用券番号
----	-----------

追加交付申請の方法

申請場所

- ・長岡市大手通1丁目4番地10
アオーレ長岡 東棟1階 福祉窓口
- ・各支所市民生活課

※ さいわいプラザ、西サービスセンター（リバーサイド千秋内）、東サービスセンター（アクロスプラザ長岡内）では交付しておりませんのでご注意ください。

持参するもの（すべてお持ちいただけないと交付できませんので、ご注意ください。）

- ・医師の証明を受けた「障害者タクシー利用券追加交付申請書」
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（自動車税（種別割）の免除を受けていないか確認します。）

※ 手続きに来られる方は代理の方でも構いませんが、その方の本人確認ができる書類をお持ちください。（健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、年金手帳など）

※ タクシー利用券を受領された方は、自動車燃料費の助成を受けることはできません。（併給できません）

※この様式で「じん臓機能障害者通院費助成通院証明」を兼ねることができます。

担 当：長岡市役所福祉課障害活動係
電 話：0258-39-2343
（平日 午前8時30分～午後5時15分）
FAX：0258-39-2256